四　事業地
　収用の部分　昭和四十八年建設省告示第七百九十六号、昭和五十一年建設省告示第八百九号、昭和五十四年建設省告示第千三百四号、昭和五十七年建設省告示第千四百九十七号、昭和六十年建設省告示第千五十一号、平成元年建設省告示第五百二十四号、平成八年建設省告示第四百四十九号、平成十一年建設省告示第千二百二十七号、平成十五年東北地方整備局告示第二号、平成二十年東北地方整備局告示第百二十三号、平成二十六年東北地方整備局告示第十号及び平成二十七年東北地方整備局告示第四十九号の事業地のうち、多賀城市大代六丁目の一部を削る。
　使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第六十九号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十八年三月二十五日　東北地方整備局長　川瀧　弘之
一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第四百六十四号仙塩広域都市計画、亘理都市計画、柴田都市計画、大河原都市計画、村田都市計画、蔵王都市計画、白石都市計画、角田都市計画及び丸森都市計画下水道事業阿武隈川下流流域下水道
三　事業施行期間　自昭和五十年三月二十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　昭和五十年建設省告示第四百六十四号、昭和五十四年建設省告示第九百六十七号、昭和五十六年建設省告示第四十二号、昭和五十八年建設省告示第千三百七十三号、昭和五十九年建設省告示第三百五十九号、昭和六十年建設省告示第千四百十号、昭和六十一年建設省告示第六百九十一号、昭和六十一年建設省告示第千百九十号、昭和六十二年建設省告示第千八百三十六号、平成二年建設省告示第九十三号、平成五年建設省告示第千二百四号、平成九年建設省告示第二百五十号、平成十二年建設省告示第三百七十九号、平成十六年東北地方整備局告示第三十二号、平成二十二年東北地方整備局告示第百十一号の事業地のうち、岩沼市下野郷字赤江川及び字浜地内において事業地を変更する。
　使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第七十号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十八年三月二十五日　東北地方整備局長　川瀧　弘之
一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第五百六十一号仙塩広域都市計画及び大郷都市計画下水道事業吉田川流域下水道
三　事業施行期間　自平成元年三月九日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第七十六号

　平成六年建設省告示第二千九十五号館林都市計画新住宅市街地開発事業板倉ニュータウン新住宅市街地開発事業認可については、施行者の申請に基づき、取消したので告示する。
　平成二十八年三月二十五日　関東地方整備局長　石川　雄一

○関東地方整備局告示第七十七号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年三月二十五日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東京都江東区青海一丁目一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	東京都江東区青海一丁目一番一から同都品川区八潮三丁目一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

　供用開始の期日　平成二十八年三月二十六日

○関東地方整備局告示第七十八号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十八年三月二十五日　関東地方整備局長　石川　雄一
一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第二百六十一号茅野都市計画道路事業三・五・十五号上川橋線
三　事業施行期間　自平成二十四年七月二十三日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　平成二十四年関東地方整備局告示第二百六十一号の事業地のうち、宮川字東町及び字通南並びにちの字八日市場地内において事業地を変更する。
　使用の部分　平成二十四年関東地方整備局告示第二百六十一号の事業地のうち、ちの字八日市場地先河川敷並びに宮川字通南及び字東町地先河川敷地内において事業地を変更する。

○関東地方整備局告示第七十九号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年三月二十五日　関東地方整備局長　石川　雄一
㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　三百五十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横浜市中区本牧ふ頭三番二から同市中区錦町一五番七まで	前	一七・七メートル～九四・七メートル	一・二二二キロメートル
	後	三五・二〇メートル～九四・七メートル	一・二二二キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第八十号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十八年三月二十五日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
横浜市中区本牧ふ頭九番一から同市中区錦町一五番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	横浜市中区本牧ふ頭九番一から同市中区錦町一五番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

　供用開始の期日　平成二十八年三月二十七日